

三重とこわか国体・三重とこわか大会選手名鑑制作及び保守業務委託仕様書

1 業務名

三重とこわか国体・三重とこわか大会選手名鑑制作及び保守業務委託

2 履行期間

契約締結の日から令和4年2月28日（月）まで

3 委託業務の目的

令和3年に三重県で開催する第76回国民体育大会「三重とこわか国体」及び第21回全国障害者スポーツ大会「三重とこわか大会」（以下、「三重とこわか国体」と「三重とこわか大会」をあわせて「両大会」という。）に出場する選手をはじめとした三重県選手団について、積極的な情報発信を行い、県民の皆さんによる両大会の三重県選手団への応援につなげることを目的として、両大会の出場選手を紹介する選手名鑑をウェブサイト上に制作する。

4 委託業務の内容

受託者は、次の（1）から（4）の仕様を満たす選手名鑑のウェブサイトを作成するとともに、契約期間内の保守業務を行う。

（1）掲載する選手等の人数

- ①三重とこわか国体 約1,000人（正式競技・特別競技に出場する選手等）
- ②三重とこわか大会 約400人

（2）選手名鑑の内容

- ・選手名鑑全体のトップページと各競技のトップページを作成することとし、各選手等1人1ページで表示される構成を基本とするが、選手名鑑を充実させるための構成があれば提案すること。また、各ページには、実行委員会が指定する他のウェブサイトへのリンクを設定すること。
- ・選手名鑑に掲載する選手等の情報は以下の項目を基本とする。（ただし、掲載する項目は、今後の調整状況に伴い、増減する可能性があります。）

（ア）三重とこわか国体に出場する選手等

- ①名前 ②年齢 ③選手・監督・コーチ等の区分 ④所属 ⑤出場種目、種別
- ⑥アピールポイント ⑦三重とこわか国体における目標 ⑧県民の皆さんへ一言
- ⑨顔写真 ⑩選手の紹介動画（mp4形式）や特集記事

（イ）三重とこわか大会に出場する選手等

- ①名前 ②選手・監督・コーチ等の区分 ③所属 ④出身地
- ⑤三重とこわか大会における目標 ⑥顔写真
- ⑦選手の紹介動画（mp4形式）や特集記事

- ・上記の掲載項目について、選手等からコメントが提出されていない項目など、掲載内容が空欄である項目については、画面上で表示されない処理を行うこと。
- ・上記のほか、選手名鑑の内容を充実させるために掲載する項目（受託者が掲載する正確な情報を収集することを条件とする。）があれば提案すること。

（3）選手等データの提供等

- ①選手名鑑に掲載する選手等の情報のうち、「（ア）三重とこわか国体に出場する選手等の『①名前』～『⑧県民の皆さんへ一言』」及び「（イ）三重とこわか大会に出場する選手等の『①名前』～『⑤三重とこわか大会における目標』」については、三重とこわ

か国体・三重とこわか大会実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が、EXCEL 又は CSV ファイルにより受託者に提供する。

※「(ア) 三重とこわか国体に出場する選手等の『⑥アピールポイント』、『⑦三重とこわか国体における目標』、『⑧県民の皆さんへ一言』」と「(イ) 三重とこわか大会に出場する選手等の『⑤三重とこわか大会における目標』」については、項目ごとに 500 文字以内での提供となります。

②「(ア) 三重とこわか国体に出場する選手等の『⑨顔写真』」及び「(イ) 三重とこわか大会に出場する選手等の『⑥顔写真』」については、実行委員会が JPEG ファイル等により受託者に提供する。顔写真の電子データは、1 人 1 ファイルで提供するものとし、データを掲載用にトリミングをしたうえで選手名鑑に掲載するものとする。なお、トリミング後の写真データは、両大会の他の広報活動等業務に使用する可能性があるため、実行委員会から指示があった場合は、速やかに当該写真データを実行委員会等に提出すること。

③「(ア) 三重とこわか国体に出場する選手等の『⑩選手の紹介動画 (mp4 形式) や特集記事』」及び「(イ) 三重とこわか大会に出場する選手等の『⑦選手の紹介動画 (mp4 形式) や特集記事』」については、実行委員会が受託者に提供する動画掲載先 URL の埋め込みや掲載する記事のリンク貼り付け・PDF ファイルの添付などにより対応するものとする。（掲載対象は該当する選手のみとなります。）

(4) その他

①選手名鑑の内容の充実や見やすく利便性が向上するような工夫があれば提案すること。

②音声読み上げや、キーワード検索など、幅広い方がスムーズに知りたい情報を得られる機能をつけること。また、音声読み上げについては、あらかじめ単語の正しい読み方を登録しておいたり、再生範囲を見出しごとに選べる機能をつけることで聞きたい範囲を選べたりするなど、視覚障がい者にも配慮した仕様とすること。

③有料アプリ等がなくても利用できるものとする。

④サーバ構築・管理運営・セキュリティ管理

ア 作成したページやコンテンツ等を格納するためのサーバを調達すること。なお、アクセスの負荷、セキュリティを考慮して、日本国内のデータセンターに設置し、信頼度の高いサーバとすることとし、レンタルでも可能とする。

イ 障害対応、保守・点検、不正アクセス防止等のセキュリティ対策及び効果測定を行い、その結果をもとに、継続的に管理運営方法の改善を行うなど、ウェブサイトの安定稼働に努めること。

ウ 本業務で制作するサイトは、新たに取得する国体・大会 専用オリジナルドメイン（現在稼働している両大会のホームページ内に構築する場合を除く）とし、サイト公開期間中に費用が発生する場合は、見積りに含めること。

エ 両大会が終了した後、本業務で制作したウェブサイトは、三重県庁のホームページへの移行の準備を行うため、受託者は、令和 3 年 11 月から令和 4 年 1 月までの間で、実行委員会が指定する期日までに、本ウェブサイトには保存されていた全てのページのデータを HTML ファイル及び PDF ファイル（1 ページにつき、1 ファイルとする。）にて実行委員会に提出すること。また、受託者は、ウェブサイトの閉鎖後、データが復元できないよう完全に削除するものとし、契約後速やかにデータの削除方法を提示すること。

オ 受託者は、本業務委託の実施にあたり、パッチの適用、ウイルス対策、ログ管理、不正アクセス防止、ネットワーク不正侵入防止等の観点から、適切なセキュリティ設計・対策を講じること。特に、構築するサイトについて、不正アクセス等を防止

するため、検査完了時点で既知の脆弱性に対して適切な対処を行うこと。

- ⑤サイト閲覧者に対するレスポンスは3秒以内を確保することを基本とする。
- ⑥以下に掲げる要件をすべて満たすこと。
 - ア 特定のブラウザに依存がなく、特に Internet Explorer、Microsoft Edge、Safari、Chrome、Firefox 等での利用を可能とすること。
 - イ 言語設定を除き、利用者側の各種 OS に依存しないこととし、特に、Windows7/8/10 及び iOS 6 以上、Mac OS X、Android 4 以上での動作確認を行うこと。
 - ウ スマートフォンやタブレット端末については、レスポンスウェブデザインとし、iPhone/iPad、Android の一般的な端末機で表示できるよう動作確認を行うこと。
- ⑦レスポンスウェブデザインにより、PC・スマートフォンの画面幅に合わせて表示を最適化すること。
- ⑧ユニバーサルデザインに配慮した配色・レイアウトとすること。
- ⑨受託者は、選手名鑑制作のスケジュールやデザインについて検討のうえ、契約締結後、実行委員会と協議し決定する。
- ⑩実行委員会が受託者に提供するマスコットキャラクター「とこまる」のイラストや両大会のロゴを効果的に活用すること。
- ⑪実行委員会との契約期間中は、実行委員会の指示に基づき、内容の修正対応を行うこと。

5 成果品、スケジュール

(1) 成果品

項番	名称	備考
1	業務実施計画書	契約後、速やかに提出し、承認を得ること
2	業務実施体制図	
3	作業スケジュール	
4	ウェブサイト構築（デザイン・機能）設計書	
5	打ち合わせ議事録	打ち合わせ終了後、速やかに提出すること
6	チームみえ選手名鑑ウェブサイト	
7	ウェブサイトの HTML ファイルと PDF ファイル（1 ページにつき、1 ファイルとする。）	選手名鑑ウェブサイトの移行作業に使用するため、令和3年11月から令和4年1月の間で実行委員会が指定する期日までに提出すること
8	業務完了報告書	業務完了後、速やかに提出し、承認を得ること
9	データ消去証明書	業務完了後、速やかに提出すること

(2) スケジュール（予定）

契約締結後～7月末	選手名鑑ウェブサイトのページデザインの作成及び校正
8月中旬	選手等データの提出締め切り（三重とこわか国体会期前競技分）
8月下旬	選手名鑑ウェブサイトの公開（三重とこわか国体会期前競技分）
9月上旬	選手等データの提出締め切り（三重とこわか国体会期前競技、三重とこわか大会分）

9月中旬	選手名鑑ウェブサイトの公開（三重とこわか国体会期内競技、三重とこわか大会分）
令和3年11月～ 令和4年1月	実行委員会が指定する期日までに、ウェブサイトのHTMLファイルとPDFファイルを提出
令和4年1～2月	選手名鑑の掲載終了（令和4年1月31日）、受託者によるデータの完全消去・データ消去証明書の提出

6 契約不適合責任

- (1) 実行委員会は、成果品の種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しない状態（以下、「契約不適合」という。）があるときは、受託者に対して、その契約不適合の修補、代替品の引渡し、不足品の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受託者は、実行委員会に不相当な負担を課するものでないときは、実行委員会が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- (2) 前項に規定する場合において、実行委員会は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- (3) 第1項に規定する場合において、実行委員会が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、実行委員会は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。この場合において、業務委託料の減額の割合は引渡日を基準とする。
- (4) 追完請求、前項に規定する業務委託料の減額の請求（以下「業務委託料減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。）が実行委員会の供した材料の性質又は実行委員会の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、受託者が、その材料又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。
- (5) 実行委員会が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、実行委員会は、その不適合を理由として、追完請求及び損害賠償の請求をすることができない。ただし、受託者が引き渡した時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

7 機密保持

- (1) 本業務においては、『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』（総務省 令和2年12月発表）の内容を遵守して行うこと。当該ガイドラインに抵触する行為又は事象が発生した場合や、そのようなおそれがある場合は、実行委員会に報告を行い、指示のもと速やかに対応すること。
- (2) 業務遂行上知り得た個人情報及び三重県の機密事項については、本業務のみに利用するものとし、契約期間中又は契約終了後を問わず第三者に漏洩しないこと。

8 サポート

- (1) システムの円滑な運用を確保するため、実行委員会に対して操作方法の説明を行うこと。
- (2) 納品後、契約期間終了までの間に不具合が発生した場合は、迅速に対応を行うこと。
- (3) 契約期間内において、サーバOSに適用するセキュリティパッチ等について、適用した場合の影響を確認すること。不具合が発生する場合は適用までに実行委員会に速やかに連絡し、対応について協議すること。

9 緊急時業務の体制

制作したウェブサイトには障害が発生（不正なアクセスやシステムへの攻撃、ウイルス等による障害の発生を含む。）した場合には、障害箇所の切り分け作業、影響範囲の調査、即時対処、根本対応を行うこと。

平日 8 時 30 分～17 時 30 分に発生した場合には、速やかに対応を行うこと。

それ以外の日時（年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を含む。）については、翌営業日の対応を基本とするが、システム運営に重大な影響を及ぼすと見込まれるときは、実行委員会の指示により、速やかに対応を行うこと。

また、障害復旧の後、その原因と対策について文書で報告すること。

10 受託者の留意事項

- (1) 本委託業務に関する責任体制及び従事者の氏名、その他必要な事項を実行委員会に通知するものとする。
- (2) 本サイトの設定・障害対応が十分可能な能力を持ったものを従事者とする。
- (3) 従事者を変更する場合は十分な引継ぎを行い、業務に支障をきたさないようにすること。
- (4) 構築において発生する打ち合わせ内容は議事録を作成し、速やかに提出すること。
- (5) 本サイトの開発環境（開発用のハードウェア、開発ツール等のソフトウェアを含む）、作業場所、その他必要となる環境については、受託者の負担と責任において確保すること。
- (6) 本サイトの本番環境の設定に関する調査・検討、設計、設定及び稼働確認等の一連の業務を委託範囲に含め、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上必要な事項については、受託者と実行委員会が協議のうえ、これを行うものとする。
- (7) 受託者は何人に対しても、契約期間中または契約期間終了後を問わず、業務上知り得た業務の一切を漏らしてはならない。
- (8) 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。
- (9) 原則として再委託は禁止する。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、実行委員会の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (10) 本仕様書に記載されている全ての業務に対し、いかなるケースにおいても、別途費用を請求することはできない。ただし、仕様変更による追加費用については別途協議を行うこととする。
- (11) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が発生した場合は、実行委員会と協議のうえ、定めるものとする。

11 業務の継続が困難になった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

- (1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、実行委員会は契約の解除ができる。この場合、実行委員会に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。
- (2) 災害その他の不可抗力等、実行委員会及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。
一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、契約期間終了若しくは契約の解除などにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供すること。

12 両大会の中止等が決定した場合の対応

- (1) 両大会又は国体・大会のどちらかが中止、一部中止、規模縮小などした場合、業務委託の内容及び委託額等の取扱いは、実行委員会と受託者が協議の上、決定すること。
- (2) 実行委員会が本業務委託に係る精算に係る事務を行う際の参考とするため、受託者は実行委員会から中止等が決定した旨の連絡があるまでの間に実施した業務に係る費用について積算したものを実行委員会の指定する日時までに提出すること。

13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

実行委員会は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができる。

14 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 実行委員会に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、実行委員会と協議を行うこと。
- (2) 実行委員会は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

15 その他

- (1) 本サイトの一切のプログラム、プログラム構成部品、データ、素材、納品物件等に関する著作権は、実行委員会に帰属するものとする。なお、受託者が従前より保有している著作物の著作権に関しては受託者に帰属するものとするが、実行委員会はその使用权及び翻案権を有するものとする。
- (2) 相当な過密スケジュールになるため、時間外・週休日（土・日・祝日）を含めて確実な業務対応をすること。
- (3) 業務の実施にあたっては、実行委員会と緊密な連絡をとり、その指示に従うこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び不明な事項が生じた場合には、その都度実行委員会と受注者が協議のうえ、決定することとする。
- (5) 実行委員会解散後、契約に基づく実行委員会の当該成果品に関する権利は、三重県に承継されるものとする。